

16. 接 合 工 事

16. 1 接 合 工 事

【構造・材質基準に係る事項】

1. 給水装置の接合箇所は、水圧に対する十分な耐力を確保するために、その構造及び材質に応じた適切な接合を行うこと。(基準省令第1条第2項)

1. 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に用いる機械器具は、その用途に適したものを使用すること。(施行規則第36条第1項第5号)
2. 配水管の取付口からメーターまでの給水装置の接合は、適切に作業を行うことができる技能を有する者が自ら行うか、又は技能を有する者の実地監督のもとに行うこと。(施行規則第36条第1項第2号)
3. 接合は、継手の性能を確保するよう、適切な施工管理を行うこと。
4. 接合に用いるシール材、接着剤等は、水道用途に適したものを使用すること。

<解 説>

接合は、給水装置工事の施工の良否を左右する極めて重要なものであり、管種、使用継手、施工環境及び施工技術等を勘案し、最も適切と考えられる接合方法及び工具を選択しなければならない。

接合方法は、使用する管種ごとに種々あるが、主なものは次のとおりである。

1. ポリエチレン管の接合（冷間接合）

工法の詳細は、札幌市水道局管工事仕様書（以下「管工事仕様書」という。）の接合工によること。

2. 配水用ポリエチレン管の接合

- (1) E F接合（電気融着接合）
- (2) 金属接合（ISO-JIS 変換継手接合等）
- (3) メカニカル接合

工法の詳細は、「管工事仕様書」接合工によること。

3. 塩ビライニング鋼管・ポリ粉体ライニング鋼管の接合（ねじ接合）

(1) 管の切断は、自動金のか盤（帯のか盤、弦のか盤）、ねじ切り機に搭載された自動丸のか盤等を使用して、管軸に対して直角に行うこと。なお、管に悪影響を及ぼすチップソーカッター、ガス切断機、高速砥石は使用しないこと。

(2) ねじ切りは、自動ねじ切り機（切上げ装置付）等を使用し、継手のねじに接合するよう慎重に行うこと。この場合、ねじ切り油が管内に入らないように注意すること。

なお、ねじ切りにあたっては、管が振れないよう固定金具、パイプ受けを使用すること。

- (3) ねじの規格としては、JIS B 0203「管用テーパねじ」が定められている。また、ねじ切り油の規格としては、JWWA K 137「水道用ねじ切り油剤」が定められている。
- (4) 管の切断、ねじ加工等によって生じたかえり、まくれはヤスリ等で取除くこと。
- (5) ねじ切り加工が終了したら、仕上り状態を目視及び手触り（多角・山欠け等）により確認し、さらに、テーパねじリングゲージでねじ径の確認を行うこと。
- (6) 塩ビライニング鋼管の場合は、面取り工具（スクレーパー等）を使用してライニング肉厚の1/2～2/3程度を面取りすること。
- (7) 管内面及びねじ部に付着した切削油、切粉等はウエス等できれいに拭きとること。
- (8) ねじ接合に際しては、錆の発生を防止するため、防食シーラントをねじ部及び管端面に塗布する等、管切断面及び接続部の防食処理を行うこと。
- (9) 継手には、管端防食継手、樹脂コーティング管継手、外面樹脂被覆継手等がある。
- (10) シール剤は、ねじ部（全ねじ山及び管端）にむらなく丁寧に塗布すること。
- なお、シーラント材の規格としては、次のものが定められている。

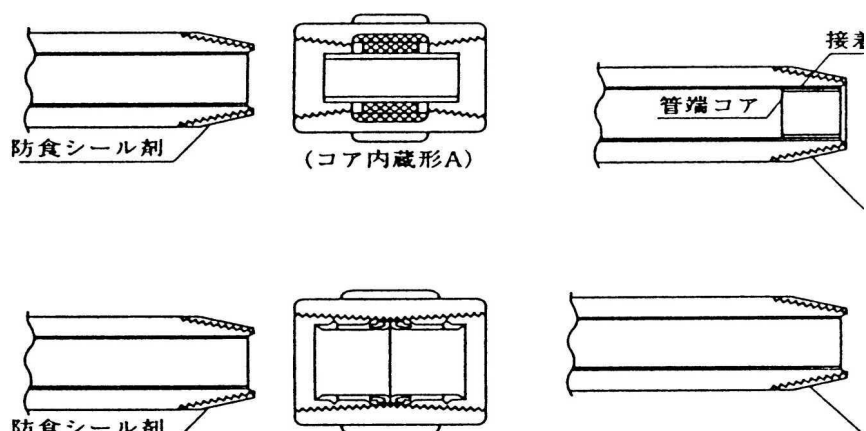
ア 液状シーラント

JWWA K 161「水道用ライニング鋼管用液状シーラント」

イ シールテープ

JIS K 6885「シール用四ふっ化エチレン樹脂未焼成テープ」

- (11) 接合は、口径に適したパイプレンチを使用して、適正なトルクで締付けを行うこと。
- なお、締付け後のねじ戻しは、漏水の原因になるので絶対に行わないこと。
- (12) 外面被覆鋼管及び同継手の締付けには、専用のパイプレンチ及びバイスを使用すること。
- 万一、管や継手の外面を損傷したときは、必ず防食テープ又は防食塗料等で防食処理を施すこと。
- (13) 接合に液状シーラントを用いる場合は、次の点について留意すること。
- ア 低温時は、シーラントを常温状態に保ち、塗布すること。
- イ 接合にあたっては、シーラントの溶剤が蒸発するよう数分間置くこと。
- ウ 通水は、常温で充分乾燥させた後に行うこと。



4. ダクタイル鋳鉄管の接合（K形、T形、NS形、SⅡ形、GX形）

工法の詳細は、「管工事仕様書」接合工によること。

5. 塩ビ管の接合（TS継手による接合）

工法の詳細は、「管工事仕様書」接合工によること。

6. 銅管の接合（軟ろう接合）

工法の詳細は、「管工事仕様書」接合工によること。

7. ステンレス鋼管の接合

ステンレス鋼管の接合は、伸縮可とう式継手、プレス式継手、圧縮式継手等を使用する。

(1) 伸縮可とう式継手による接合

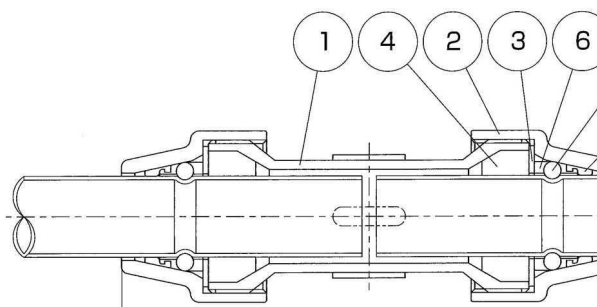
この継手は、埋設地盤の変動に対応できるよう、継手に伸縮可とう性をもたしたものである。

ア 管接合部の“ばり”等を除去し、清掃した後、接合部に管の挿入長さを確認する。

イ 溝付け方式の場合、管には、くい込み環設定線の位置に専用ローラーで深さ0.7mm程度の溝を付ける。

ウ 継手の接合部品を、挿入順序に注意しながら管にセットする。

エ これを継手本体に挿入し、スパナ等の工具を使い袋ナットをねじ部が完全に袋ナットで覆われるまで締付ける。



| | |
|---|--------|
| ① | 胴 |
| ② | 袋ナット |
| ③ | 座金 |
| ④ | ゴムパッキン |
| ⑤ | ボール |
| ⑥ | ボールガイド |
| ⑦ | ダストシール |

伸縮可とう式継手の接合

(2) プレス式継手による接合

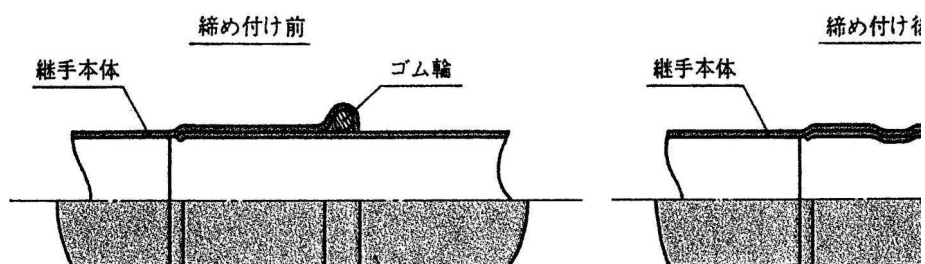
ア 管を所定の長さに切断後、接合部を清掃し、“ばり”等を除去する。

イ ラインゲージで挿入位置を記し、その位置に継手端部がくるまで挿込む。

ウ 専用締付け工具を継手に当て、管軸に直角に保持して、油圧によって締付ける。

エ 継手に管を挿込む場合、ゴム輪に傷を付けないように注意する。

オ 専用締付け工具は、整備不良により不完全な接合となりやすいので十分点検しておくこと。



プレス式継手

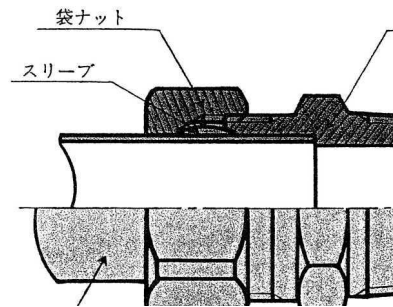
(3) 圧縮式継手による接合

この接合は、スリーブをはめた管を継手本体に挿込み、継手のナットを締付けることにより、スリーブと管を圧着させ接合するものである。

ア 管を所定の長さに切断後、接合部を清掃し、“ばり”などを除去する。

イ 管を継手のストッパーまで挿込み、ナットを徐々に回し締付ける。

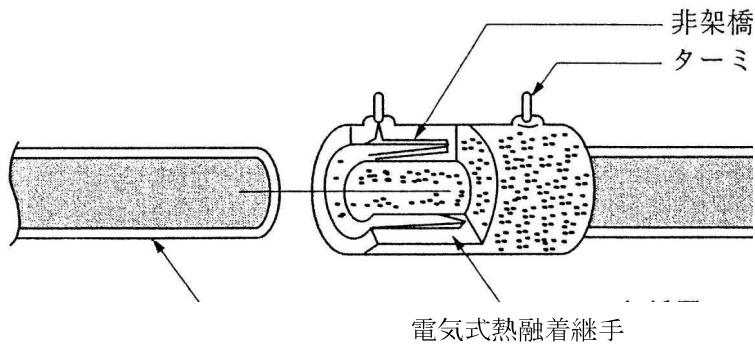
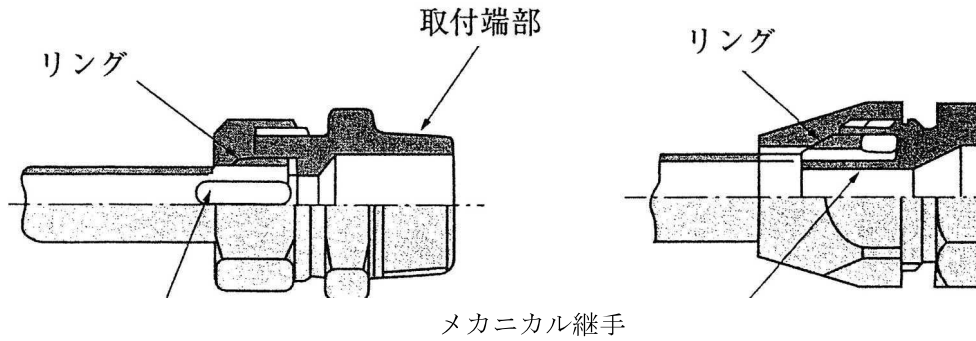
ウ 締付けは、必ずスパナで行うこと。パイプレンチは変形の原因となるので使用しないこと。



圧縮式継手

8. 架橋ポリエチレン管の接合

- (1) 継手には、メカニカル継手と継手の本体に電熱線等の発熱体を埋め込んだ電気式熱融着継手がある。
- (2) メカニカル継手は、白色の単層管に使用する。
- (3) 電気式融着継手は、緑色の2層管に使用する。



9. ポリブデン管の接合

- (1) 継手には、熱融着継手、メカニカル継手、フランジ継手がある。
- (2) 熱融着継手による接合は、温度管理等に熟練を要するが、接合面が完全に一体化し、信頼性の高い方法である。

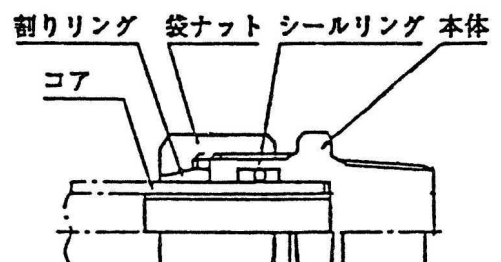
ア. 電気式熱融着接合

継手内部に埋めてあるニクロム線を電気により発熱させ、継手内面と管外面とを融着接合する。

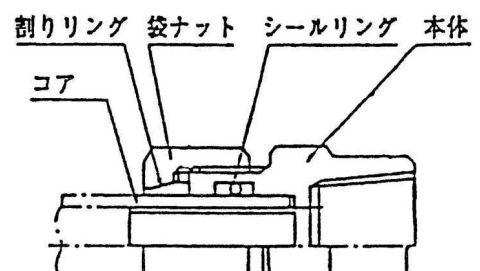
イ. 熱融着ヒータ接合

ヒータで管の外面と継手の内面を加熱融着させて溶解した樹脂を接合する。

アダプター (おねじ付)



アダプター (めねじ付)



メカニカル継手

17. 給水装置の防護

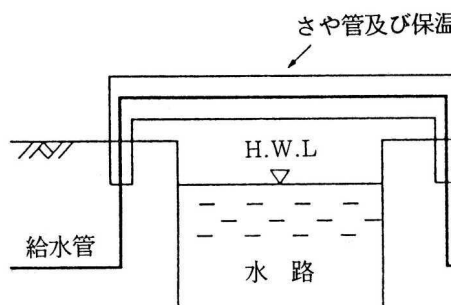
17.1 防 護

1. 鋳鉄管の管路は、ポリスリーブで被覆し腐食防止を図ること。
2. 分岐部は、防食(ポリエチレンシート、防食用コア等)及び沈下防止等の防護を施すこと。
3. 配水用ポリエチレン管の管路及び分岐部は、浸透防護スリーブ・シートにより浸透防止を図ること。
4. 開きょ等水路を横断する場合は、原則として水路の下に布設すること。また、軌道下を横断する場合は必要に応じてヒューム管等さや管で防護すること。
5. 水圧等により管が逸脱するおそれがある場合は、必ず逸脱防止を施すものとし、必要に応じてコンクリート等で防護すること。
6. フランジ接合部にはフランジ固定金具を設置すること(第一止水下流側以降は、原則設置とする)。また、使用したメーカー名をしゅん功図に記載すること。

<解 説>

1. 上記の各工法は、メーター上流側の工事において、条例第8条の3(メーター上流側の工事に関する工法、工期その他の工事上の条件の指定)を適用する。
2. 鋳鉄管管路、割T字管、仕切弁等は、ポリスリーブにより、腐食防止を図ること。
 - (1) 材 料
 - ア ポリスリーブ・固定用ゴムバンド(ゴムバンド及び締め具)は、日本水道協会 JWWA K158(水道用ダクタイト鋳鉄管用ポリスリーブ)の規定及び付属書によること。
 - イ 粘着テープは、J I S Z1901(防食用ポリ塩化ビニル粘着テープ厚さ0.4mm幅50mm以上)の規定による
 - (2) 施 工 方 法
ポリスリーブの防食施工は、「管工事仕様書」管布設工によること。
3. 配水用ポリエチレン管の浸透防止
 - (1) 配水用ポリエチレン管の管路は、浸透防護スリーブにより浸透防止を図ること。なお、施工については、ポリエチレンスリーブ被覆防食の施工方法に準じて行うこと。
 - (2) 配水用ポリエチレン管のサドル付分水栓やチーズ等による分岐部は、浸透防護シートにより浸透防止を図ること。なお、施工については、サドル付分水栓のポリエチレンシート被覆防食の施工方法に準じて行うこと。
※ 詳細については、「管工事仕様書」管布設工によること。
4. 割T字管取付部は、不同沈下防止のため、「20.標準図」に示す防護工を施すこと。

5. 開きよ等水路を横断する場合は、原則として水路の下に布設すること。やむを得ず水路の上に布設する場合には、高水位以上の高さに架設し、かつ、さや管、保温材等による防護を施すこと。(河川管理施設等構造令施行規則に基づく)なお、詳細については河川管理者と協議すること。



6. 軌道下を横断する場合は、車両による荷重、衝撃が直接作用しないようにヒューム管等のさや管で防護し、さらに電食等による影響が起こらないよう十分な防護を施すこと。
7. 鋳鉄管の逸脱防止は、「管工事仕様書」施工管理基準によること。

18. 給水装置の明示

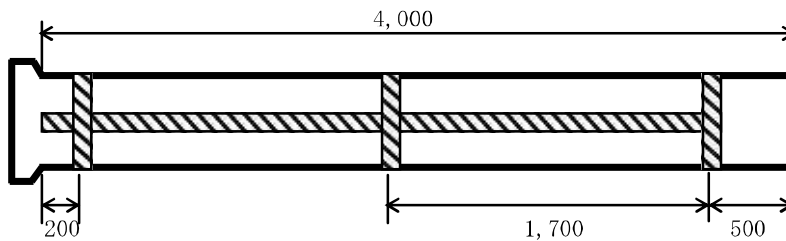
18.1 明示方法

1. 道路に布設する口径 50 mm以上の給水管には、水道用埋設用標示シート（以下「標示シート」という。）を敷設すること。
2. 道路に布設する口径 75 mm以上の給水管には、標示シートを敷設するほか、水道用管表示テープ（以下「表示テープ」という。）を貼り付けること。
3. 仕切弁、消火弁、分水栓、メーター及び給水管末端には、それぞれ見出標を貼り付け、その位置を明示すること。
4. 水道を使用する家屋等には水道使用標識（給水栓番号）を貼り付けること。
5. 開発行為区域内及び公園等、将来的に布設位置が不明となるおそれがある場所に給水管を布設する場合は、見出し杭・標示杭等を設置して、止水用具等の位置を明示すること。
6. 管路及び止水用具は、オフセットを測定し、位置を明らかにすること。
7. 仕切弁、消火弁及び排水弁等の仕切弁きょう内には、仕切弁口径等表示プレート（支給品）を取付けること。また、ソフトシール仕切弁については、表示カードも同様に取付けること。

<解説>

1. 表示テープ、標示シートの規格は、「11. 給水装置工事材料の基準」によること。
2. 表示テープは、下記により貼り付けること。
 - (1) 表示テープは、1条とする。
参考（送水管2条・導水管3条）
 - (2) 貼り付け個所は、管頂の横断方向とし要所を固定すること。
 - (3) 管体をポリスリーブ等で被覆した場合は、ポリスリーブ等の上から前記(2)により貼り付けること。

φ100 mmの例（胴巻3ヶ所+天端）



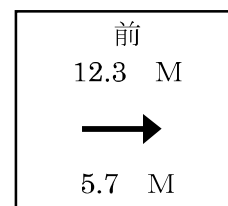
3. 標示シートは、他工事の掘削による折損事故を未然に防止するため敷設するものであり、その敷設位置は地表より 0.7mを標準とする。また、標示シートは織り込んであるため、これを伸ばして敷設してはならない。なお、宅地内で別に仕様がある場合（官公庁等の発注工事）は、その仕様によることができる。

4. 見出標（支給品）は、所有者と協議のうえ耐久構造物に貼り付けし、積雪等で見えなくなる位置とすること。ただし、宅地内に設置される給水用具の見出標は、所有構造物への貼り付けを原則とする。

また、見出標に打刻する測定値は 10 cmまでとし、mで表示すること。

（右図参照）

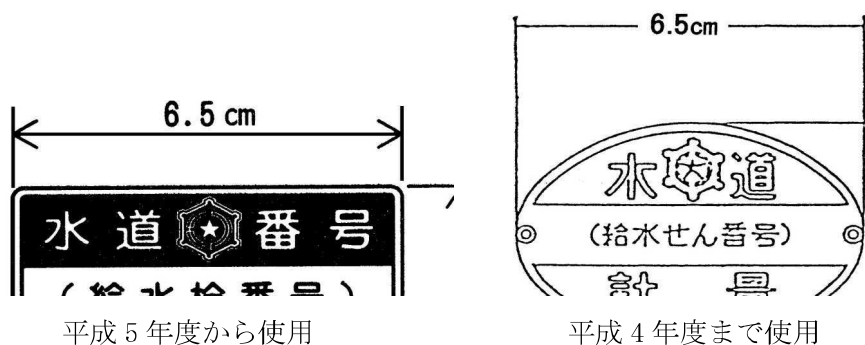
見出標は次表によること。



（単位 mm）

| 給水用具名 | 呼び径 | 見出標 | 摘要 |
|----------|-------------|---------|-----------------|
| 分水栓 | 20~50 | 分水栓 | 宅地内分岐を除く |
| チーゾ分岐 | 20~75×20~75 | | |
| 簡易仕切弁 | 50 | 簡易仕切弁 | 割T字（呼び径 50 mm）用 |
| 止水栓 | 13~25 | 止水栓 | 見出標に口径を打刻すること。 |
| 仕切弁 | 30~50 | | |
| 仕切弁 | 75~350 | 給水弁 | 給水管 |
| | | 仕切弁 | 配水管及び配水補助管 |
| | | 排水弁 | 排水用に設置する。 |
| | 75~100 | 消火弁 | 消火栓用に設置する。 |
| 止水栓・メーター | 13以上 | 止水・メーター | |
| メーター | 13以上 | 水道メーター | |
| 空気弁 | | 空気弁 | |
| 管末端 | | 給水管末端 | |

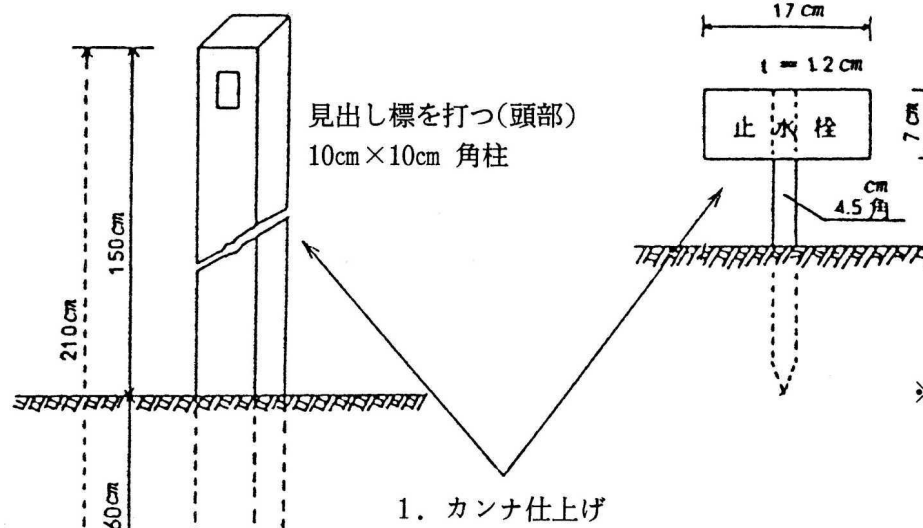
5. 水道使用標識（給水栓番号）は、メーター受理と同時に支給を受けるものとし、所有者と協議のうえ見やすい位置に貼り付けること。



- (1) 受水槽以下の各戸検針を行う場合は、290万台の水道使用標識を使用すること。
 (2) 指定事業者は、改造工事等で水道使用標識がないものを発見したときは、お客様に了解を得た後に検査員から「シール栓番」を受領し、貼り付けること。
6. 開発行為区域内及び公園等で見出標を貼り付ける適当な耐久構造物がない場合は、見出杭（図18-1）を設置し、これに見出標を貼り付けること。また、止水栓は取付個所に標示杭（図18-2）を打ち、その位置を明示すること。（例、木杭）

図18-1 見出杭と見出標の設置

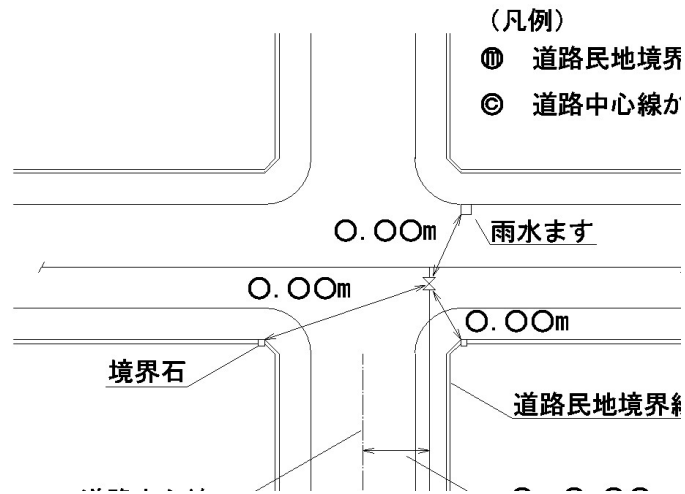
図18-2 止水栓位置の標示



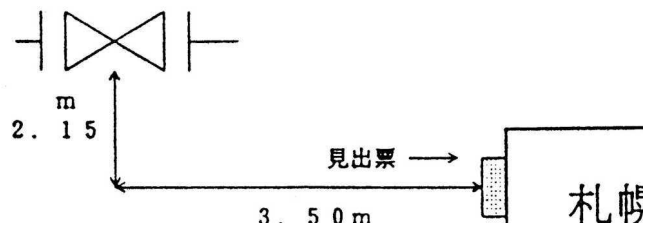
7. オフセットの測定は、次のとおり実施するものとし、しゅん工図面に明示すること。
- (1) 管路は、道路中心及び民地境界からの離れを測定すること。
 (2) 分岐用具（分水栓、割T字管、二受T字管、チーズ）、止水用具（仕切弁、給水弁、止水栓、消火弁）、異形管部、口径変更箇所及び管末端部等は、耐久構造物（下水マンホール、土地境界石、公共汚水マス等）から3箇所測定すること。
- なお、3点オフセット測定 of 優先順位は、① 下水マンホール、② 土地境界石、③ 公共汚水マス、④ 雨水マス、⑤ 電柱、⑥ 塀、⑦ 建物の順とする。

(3) オフセット例

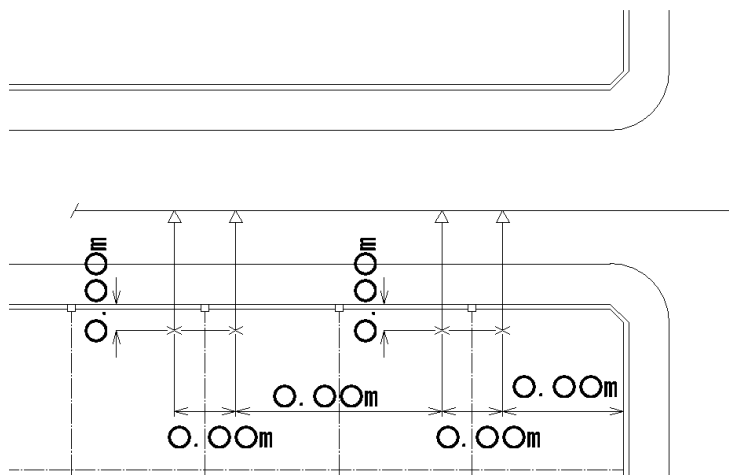
ア 三点オフセットの例



イ 直角オフセット（見出標）の例



ウ 開発行為に伴う工事の止水栓オフセットの例



19. 受水槽の管理

19. 1 受水槽の管理

1. 受水槽の管理は、水道法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（建築物衛生法）及び水道事業者の定める給水条例等を遵守し、適正に行う必要がある。

<解説>

受水槽及び受水槽以下の設備は、水道法に規定された給水装置ではないが、飲料水等の安全を確保するための重要な設備であることから、法令等を遵守し、適正な管理がなされなければならない。

管理は、設置者（所有者及び管理を行う者等）の責任により行われなければならないが、水道事業者並びに指定事業者から、管理方法及び管理の重要性について十分に説明することが必要である。

1. 受水槽を有する施設の区分

受水槽を有する施設には、水道法上の「専用水道」と「貯水槽水道」に区分され、貯水槽水道については、その施設の規模及び受水槽の有効容量によって「簡易専用水道」と「小規模貯水槽水道」に区分される。

（ア）貯水槽水道とは、水道水のみを水源とし（専用水道を除く）、建物内に設置された受水槽を経由して給水する受水槽以降の給水設備の総称をいう。

2. 受水槽を有する施設の管理方法等

受水槽を有する施設の管理方法等については、表 19-1 による。

3. 受水槽に関する届出

設置者は、「設備の使用を開始した場合」、「設備等に変更が生じた場合」、「設備等を廃止（休止）した場合」は、関係機関（札幌市保険福祉局保健所及び札幌市水道局）に必要な届出なければならない。

19. 2 貯水槽水道の管理

1. 貯水槽水道が設置される場合においては、貯水槽水道に関し、水道事業者及び当該貯水槽水道の設置者の責任に関する事項が、適正かつ明確に定められていること。（水道法第 14 条第 2 項第 5 号）

<解説>

貯水槽水道の管理は、設置者（所有者及び管理を行う者等）が適正に管理し、その指導監督については札幌市保健所が行っていたが、平成 13 年度の水道法改正に伴い、水道事業者及び貯水槽水道の設置者の責任に関する事項を供給規程に定めることとなった。

本市においても、給水条例の中で、次に掲げる事項を定めている。

1. 管理者の責任（給水条例 22 条の 2）

- (1) 管理者は、必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、当該貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査について、指導、助言及び勧告を行うことができる。
- (2) 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、当該貯水槽水道の管理状況その他貯水槽水道に関する情報を提供するものとする。

2. 設置者の責任（給水条例 22 条の 3）

- (1) 貯水槽水道のうち簡易専用水道の設置者は、法第 34 条の 2 に定めるところにより、当該簡易専用水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。
- (2) 簡易専用水道以外の貯水槽水道（小規模貯水槽水道）の設置者は、管理者が別に定める基準に従い、当該貯水槽水道を管理するよう努めるとともに、管理者が別に定めるところにより、その管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

3. 貯水槽水道の管理基準（給水条例施行規程第 15 条の 2）

本市では、貯水槽水道利用者の不安感を払拭し、清浄な水を確保するため、設置者に対し衛生管理の徹底を図るための管理基準等を定めている。

(1) 管理基準

| 項 目 | 基 準 |
|--------|--|
| 水槽の清掃 | 毎年 1 回以上定期に行うこと。 |
| 水槽の点検 | 水槽及び周囲等の点検を行い、有害物や汚水等によって水が汚染されるのを防止するための必要な措置を講ずること。 |
| 水質の検査 | 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、水質基準に関する省令（平成 15 年厚生労働省令第 101 号）の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。 |
| 緊急時の措置 | 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知つたときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。 |

(2) 管理の状況に関する検査（札幌市水道局貯水槽水道管理指導要領）

ア 水質の管理

(ア) 給水栓末端における水の色、濁り、臭い及び味等の異常の有無についての検査及び残留塩素の有無に関する検査を、7 日以内ごとに 1 回、定期に行うこと。ただし、床下型貯水槽を設けている場合は、毎日行うこと。

(イ) 前号(ア)の検査のほか、下表に掲げる項目の検査を、1 年以内ごとに 1 回、定期に行うこと。

| 項 目 | 基 準 |
|-------------------|--------------------------------|
| 一般細菌 | 1ml の検水で形成される集落数が 100 以下であること。 |
| 大腸菌 | 検出されないこと。 |
| 亜硝酸態窒素 | 0.04 mg / l 以下であること。 |
| 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 | 10mg / l 以下であること。 |
| 鉄及びその化合物 | 鉄の量に関して 0.3mg / l 以下であること。 |
| 塩化物イオン | 200mg / l 以下であること。 |
| 有機物（全有機炭素（TOC）の量） | 3mg / l 以下であること。 |
| pH 値 | 5.8 以上 8.6 以下であること。 |
| 味 | 異常でないこと。 |
| 臭気 | 異常でないこと。 |
| 色度 | 5 度以下であること。 |
| 濁度 | 2 度以下であること。 |

(ウ) 前号(イ)の検査については、原則として建築物における衛生的環境の確保に関する法律（建築物衛生法）により登録を受けた者に委託すること。

イ 貯水槽の管理

(ア) 貯水槽は、亀裂、漏水、腐食等がないよう適切に管理すること。

(イ) 貯水槽の外壁及び周囲は、常に清潔にし、飲料水を汚染させるおそれのないよう適切に管理すること。

(ウ) 貯水槽の点検は、7日以内ごとに1回、定期に行うこと。また、地震、凍結、大雨時等、水質に影響を与えるおそれのある事態が発生したときは、速やかに点検を行うこと。

(エ) 貯水槽の清掃を毎年1回以上定期に行うこと。

(オ) 貯水槽の清掃については、原則として建築物における衛生的環境の確保に関する法律（建築物衛生法）により登録を受けた者に委託すること。

ウ 給水ポンプの管理

(ア) 給水ポンプが適正に作動するよう管理すること。

(イ) 給水ポンプの点検は、7日以内ごとに1回、定期に行うこと。

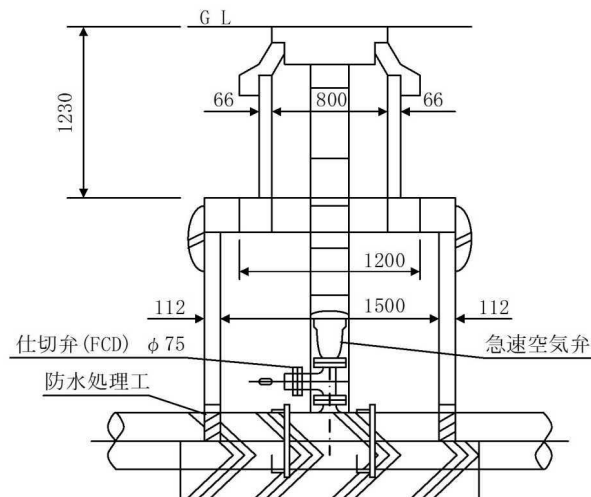
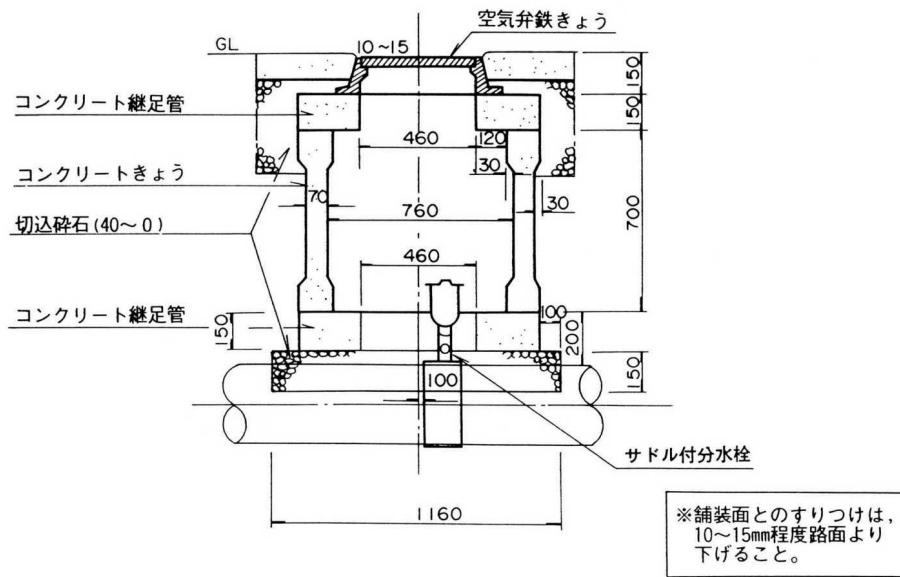
エ その他の設備の管理

貯水槽を地下に設置している場合は、排水用ポンプの点検を7日以内ごとに1回、定期に行うこと。

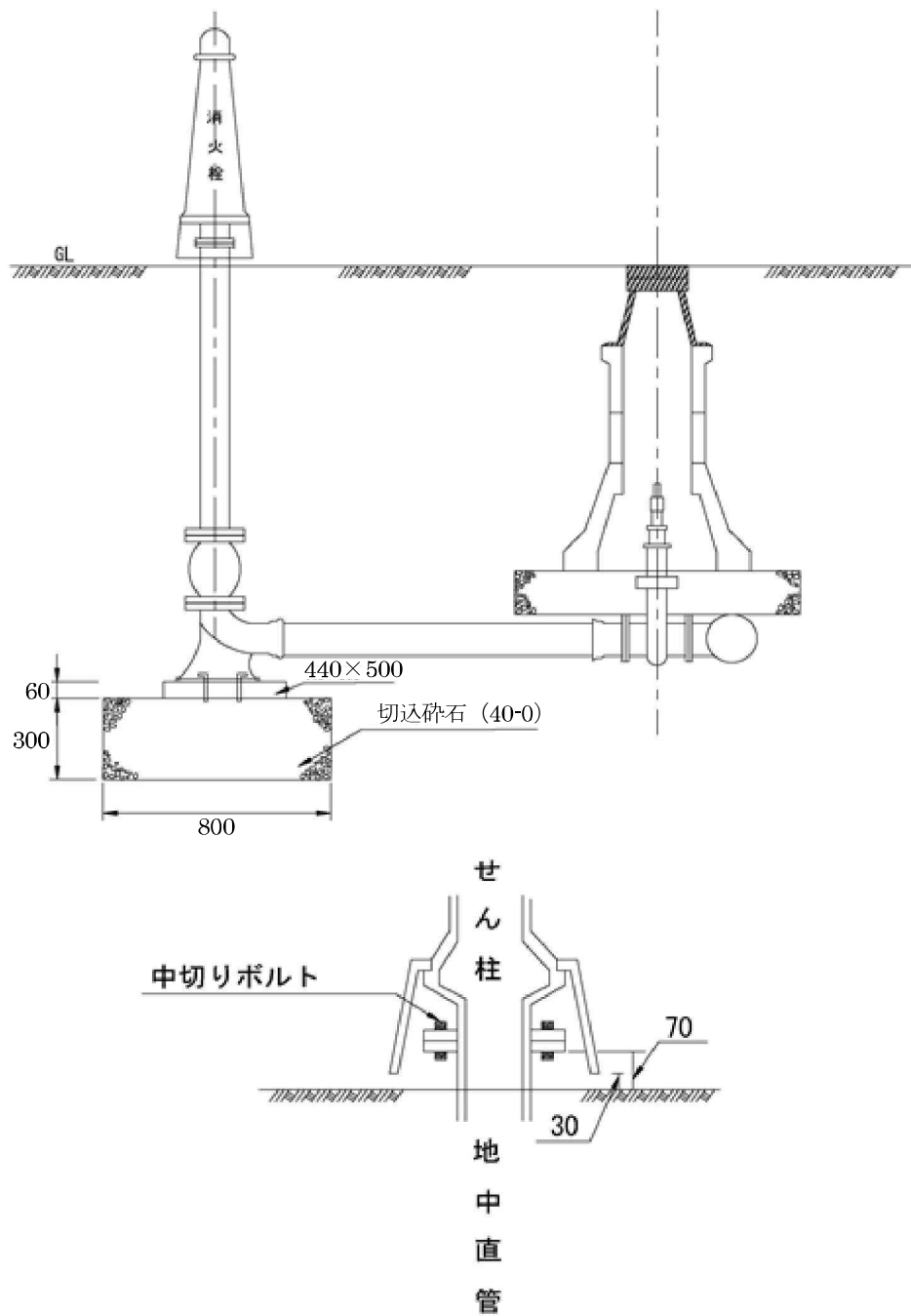
表-19-1 受水槽を有する施設等の管理区分

| 区分 | 定義 | 管理方法 | 検査 | 関係法令等 |
|----------|---|--|--|---|
| 貯水槽水道 | <p>1. 自己水源の場合</p> <p>(1) 100人超の居住者に水を供給 (2) 1日最大給水量が20m³超</p> <p>2. 上水道の水のみ水源の場合</p> <p>1の条件を満たし次に該当するもの。</p> <p>(1) 口径25mm以上の導管1500m超 (2) 貯水槽の有効容量の合計100m³超</p> | <p>所有者は都道府県知事又は保健所設置市に、付設前の確認、新設時の申請を行い、水質検査、施設検査を行う。</p> <p>水道技術管理者を置き、定期又は臨時の水質検査を実施。</p> <p>色、濁り、残塩：1日1回（水粒で0.1mg/ℓ以上）</p> | <p>1ヶ月に1回、自ら設けた検査施設か、地方公共団体の機関又は国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者への委託により水質検査（水質基準省令の項目）を行うこと。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 水道法 第3条6項 水道法 第32条 水道法 第33条 水道法 第34条 水道法施行令 第1条 |
| | <p>1. 建築物の延べ面積3000m²以上の次に該当するもの。</p> <p>(1) 興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館又は遊技場</p> <p>(2) 店舗又は事務所</p> <p>(3) 学校教育法第1条に規定する学校以外の学校（研修所含む）</p> <p>(4) 旅館</p> <p>2. 建築物の延べ面積8000m²以上の学校教育法第1条に規定する学校</p> | <p>所有者は建築物環境衛生管理技術者を選任し、管理させ、維持管理に関する帳簿書類を備えること。</p> <p>残塩：7日以内ごとに1回 0.1mg/ℓ以上</p> <p>水質：水質基準省令の特定項目：6ヶ月以内ごとに1回 消毒副生成物項目：毎年6/1～9/30に1回 清抽：毎年1回以上</p> | <p>毎年1回以上定期的に登録検査機関へ管理の状況を示す書類を提出し、書類検査を受けると。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 水道法 第3条7項 水道法 第34条の2 建築物における衛生環境の確保に関する法律（建築物衛生法） |
| 簡易専用水道 | <p>上水道からの水のみを水源とし、上記以外で貯水槽の有効容量の合計が10m³を超えるもの。</p> | <p>設置者又は使用者の管理</p> <p>清抽：毎年1回以上</p> <p>水質：給水栓における水の色、味等に注意し、異常のときは水質検査</p> | <p>毎年1回以上定期的に登録検査機関の検査を受けること。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 水道法 第3条7項 水道法 第34条の2 <p>「水道法第11条2項第5号」 各水道事業者で供給規程に水道事業者及び貯水槽水道設置者それぞれの責任に関する事項を定めることとしている。 本市においては、以下のとおりとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 給水条例 第22条の2 給水条例 第23条の3 給水条例施行規程 第15条の2 (簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理基準及び検査) 札幌市水道局貯水槽水道管理指導要領 (貯水槽水道の管理等) 札幌市簡易専用水道指導要領 札幌市給水設備の構造及び維持管理に関する指導要綱 (小規模貯水槽水道の給水設備の構造や維持管理) |
| 小規模貯水槽水道 | <p>上水道からの水のみを水源とし、貯水槽の有効容量の合計が10m³以下のもの。</p> | <p>設置者が、簡易専用水道に準じた管理を行うよう努めることとしている。</p> | <p>設置者が、簡易専用水道に準じた検査を行うよう努めること。</p> | |

(3) 空気弁



(4) 消火栓



- 注1. 仕切弁、空気弁については、砂利道及びアスファルト乳剤の場合、縁石を取付けること。
 なお、この場合、鉄きょうと縁石の間は、常温合材又はアスファルトを詰めること。
- 注2. せん柱と地中直管のフランジ接合部は、4本の中切ボルトで固定すること。
 なお、双口消火栓の場合は、6箇所の取付穴のうち2箇所はボルトを取付けずにフリーの状態にしておくこと。

20. 2 水道メーターきょう・止水栓きょう設置標準図

22. 2 水道メーターきょう、止水栓きょう設置標準図

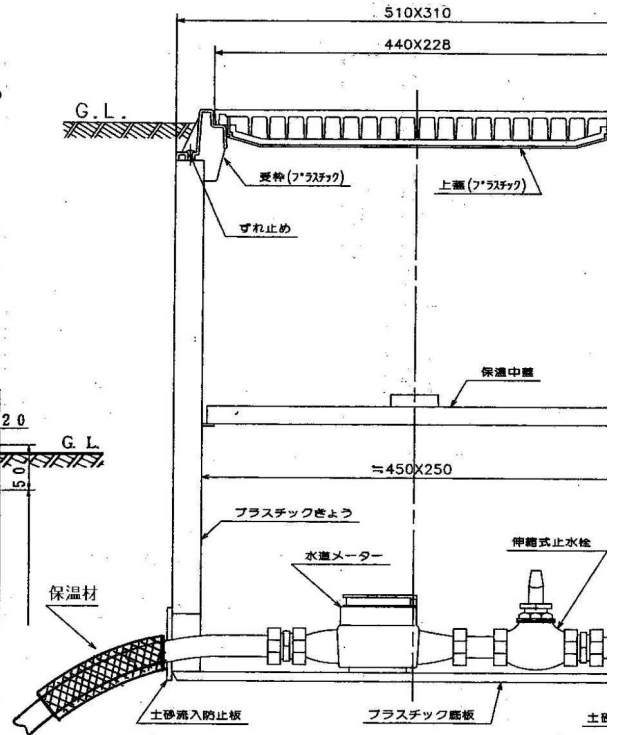
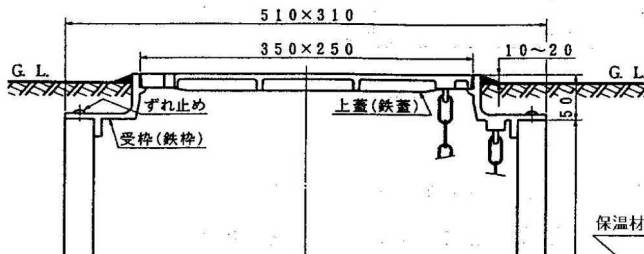
(1)-① 水道メーターきょう IV型 (改)

平成15年度から使用

水道メーター口径13~25mmに適用する。

(1)-② 鋳鉄きょうIV型 (上蓋・受枠)

平成14年度まで使用

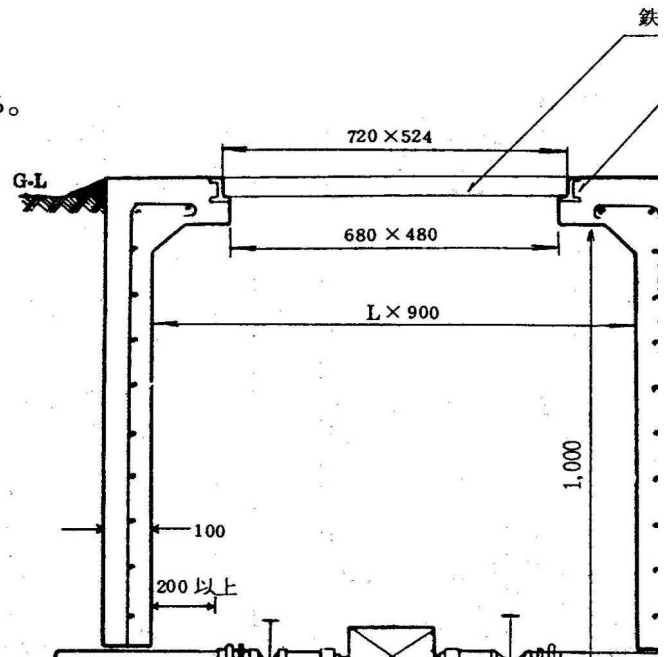


※メーターきょう前後の配管が、凍結深度より浅くなる(発泡スチロール等)により適切な防寒措置を講じる

(2) 大型水道メーターきょう

水道メーター口径40mm以上に適用する。

| メーター口径 | L寸法 | 備考 |
|---------|-------|-------|
| 40 mm | 1,000 | |
| 50 mm | 1,400 | |
| 75 mm | 2,400 | 継輪を含む |
| 100mm以上 | 設計 | 継輪を含む |

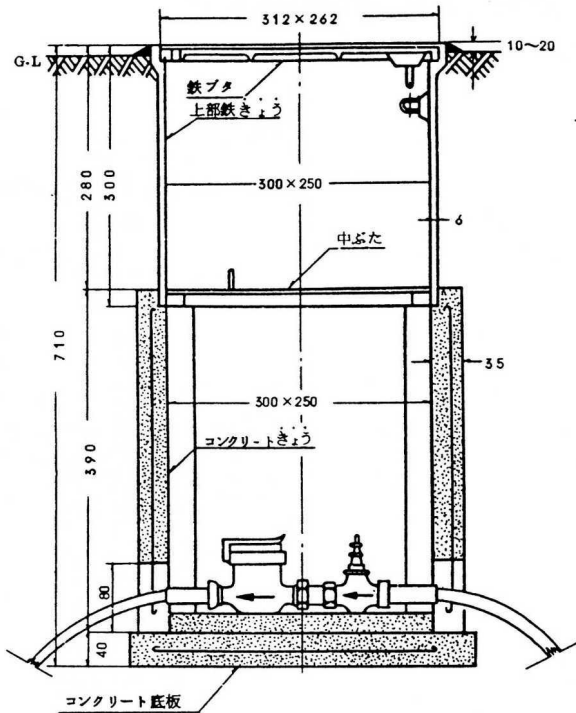


(3) 水道メーターきょう II型A

参 考 平成4年度まで使用

水道メーター口径13mmに適用する。

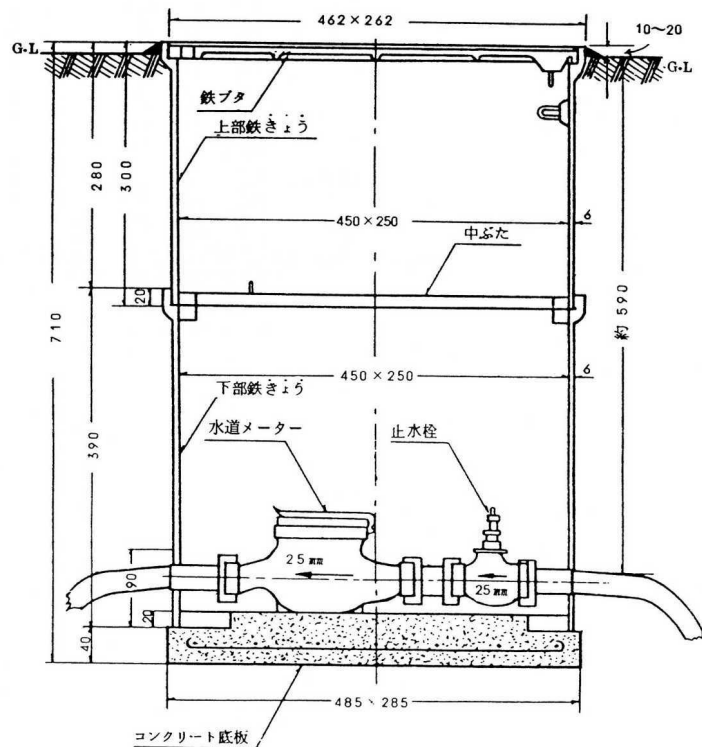
(止水栓は口径20mmまで設置できる。)



(4) 水道メーターきょう III型

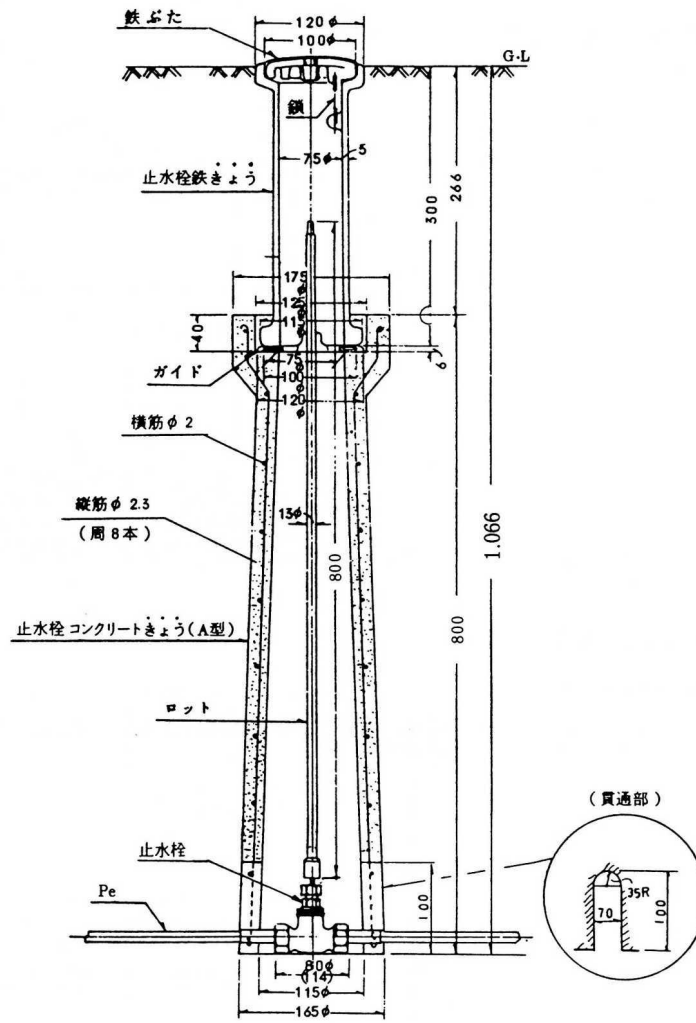
参 考 平成4年度まで使用

水道メーター口径20mm~25mmに適用する。

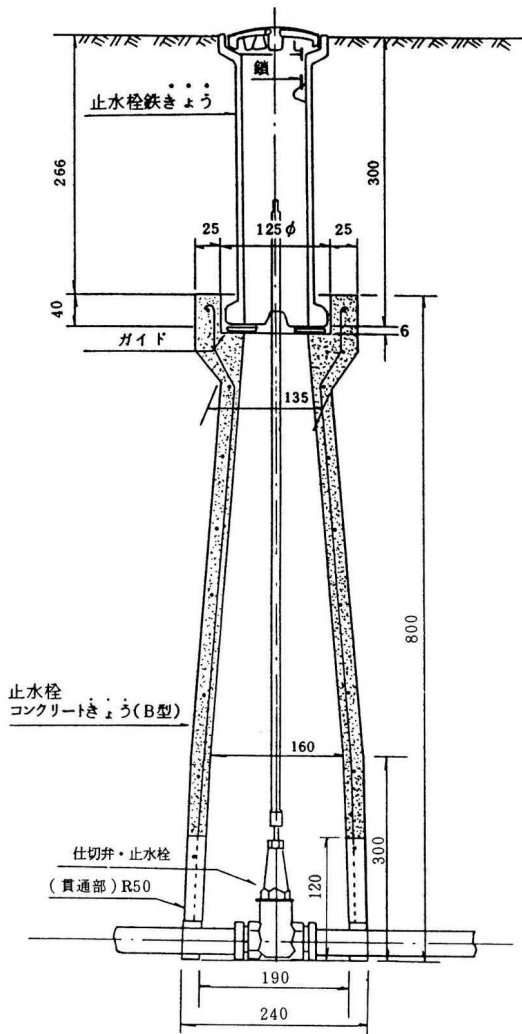


(5) 止水栓きょう A-800 (口径13~25)

宅地内の止水栓口径13~25mmに適用する。

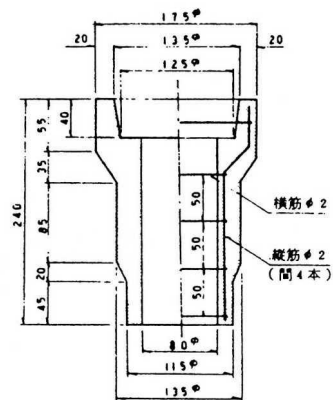


(6) 止水栓きょう B型及びBC型 (口径13~50mm)



| 使用区分 | 名称 | 型式 | 備考 |
|------|---|-----|-----------|
| 宅地内 | 仕切弁 (1 1/4 ~ 2B) | B型 | H=1,066mm |
| 道路内 | 止水栓 (13mm ~ 25mm) 仕切弁 (1 1/4 ~ 2B) | BC型 | H=1,266mm |

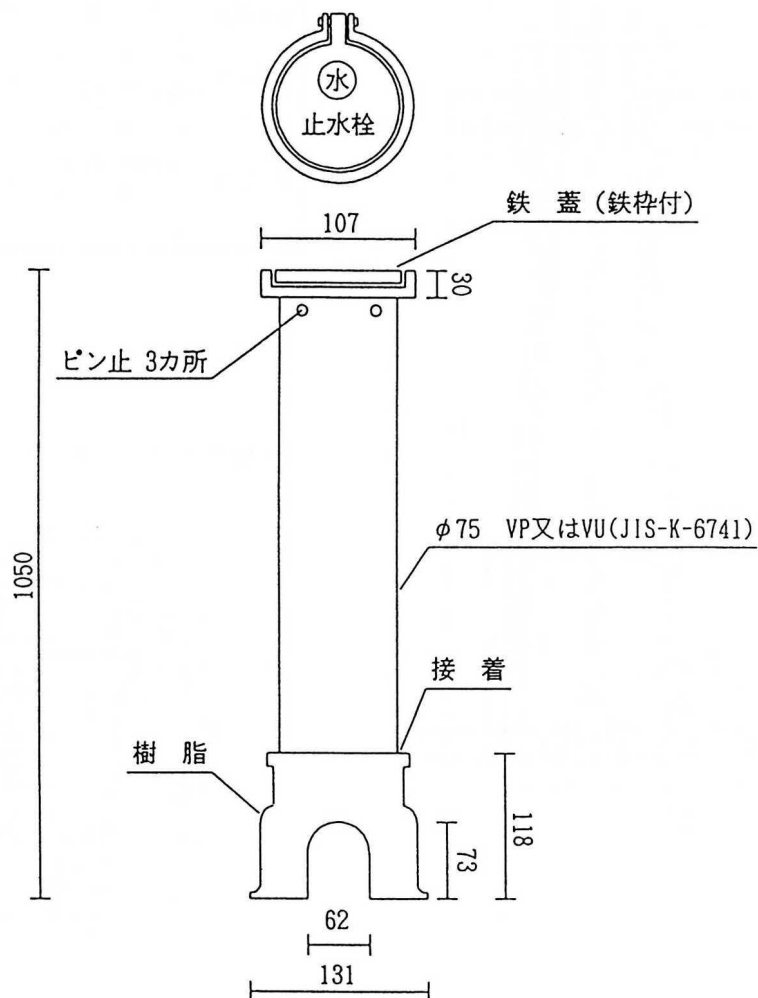
止水栓コンクリートきょう (C型)



C型コンクリートきょうは、B型コンクリートきょうの上部に据付けBC型きょうとして使用する。

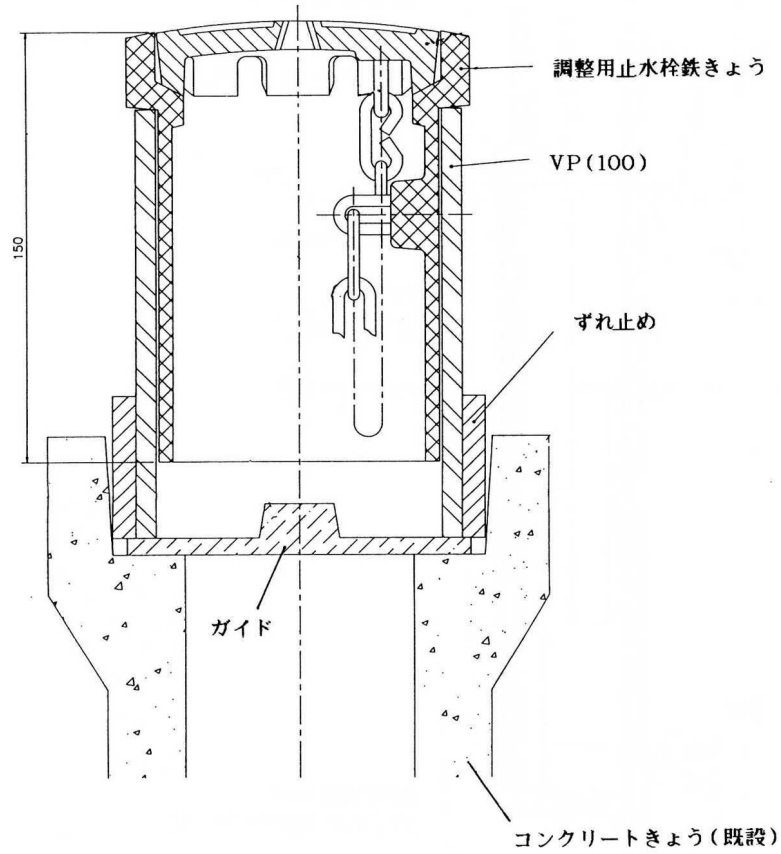
(7) 簡易止水栓きょう（止水栓塩ビ管きょうAV型）

宅地造成に伴う給水管の予定栓等，新設工事が行われるまでの暫定的なものとして，宅地内で車両等の通行のおそれがない場所に設置され，かつ後日撤去されることがあきらかな場合に限り，使用することができる。

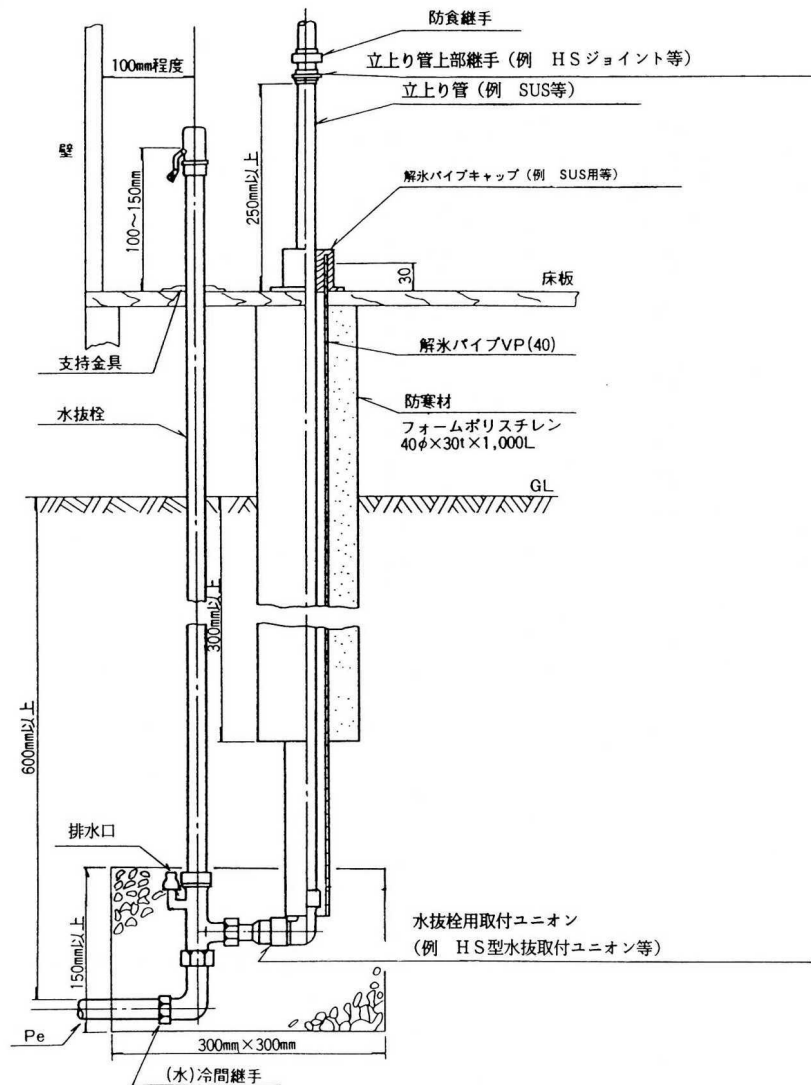


(8) 調整用止水栓鉄きょう（組立図）

既設止水栓きょうの高さ調整等の維持管理を行う場合に限り，使用することができる。



20. 3 水抜栓・立上り管・立上り管解氷パイプ設置標準図



(注) 水抜栓ハンドル及び立上り管上部継手の取付位置は維持管理に支障ないよう通常、下記の寸法とする。

1. 立上り管上部継手と床面との間隔は 250mm 以上とする。
2. 水抜栓ハンドルと床面との間隔は 100mm～150mm とする。
3. 水抜栓ハンドルと壁との間隔は 100mm 程度とする。
4. 水抜栓、及び立上り管は不可視部分（流し台と壁の間等）に設置しないこと。
5. コンクリート土間に設置する場合、防寒材は現場の状況に応じて設置すること。

